

トーマツ チャイナ ニュース

ダイジェスト版(2015 年第 1 四半期号)

(Vol.146 2015 年 1 月号- Vol.148 2015 年 3 月号の掲載記事より、一部抜粋しています)

投資情報

広東、天津、福建に新たな自由貿易試験区を設立

2014 年 12 月 28 日、全国人民代表大会 常務委員会において『国務院への授権による、中国(広東)自由貿易試験区、中国(天津)自由貿易試験区、中国(福建)自由貿易試験区及び中国(上海)自由貿易試験区拡張区域内における「外資企業法」、「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」と「台湾同胞投資保護法」が規定する関連行政審査認可の暫定的調整に関する決定』(以下、“常務委員会決定”)が可決されました。これにより、自由貿易試験区が設置される広東省、天津市、福建省の対象区域及び上海市内の拡張区域の地理的範囲、これらの区域における外商投資企業の設立等に関連する行政審査認可の試験的な届出制への移行が打ち出されました。この常務委員会決定は 2015 年 3 月 1 日より施行されます。

常務委員会決定では、広東省、天津市、福建省に新たに設立される自由貿易試験区に含まれる区域及び今回拡張された新たに自由貿易試験区となる上海市内の区域を詳細に規定しています。

自由貿易試験区名称	設置区域の概要(括弧内は面積)	
中国(広東)自由貿易試験区(以下、“広東自貿区”)	新設	広州南沙新区、深セン前海蛇口、珠海横琴新区(116.2 km ²)
中国(天津)自由貿易試験区(以下、“天津自貿区”)		天津港、天津空港、濱海新区中心商務(119.9 km ²)
中国(福建)自由貿易試験区(以下、“福建自貿区”)		平潭、廈門、福州(118.04 km ²)
中国(上海)自由貿易試験区(以下、“上海自貿区”)	拡張	陸家嘴金融、金橋開発、張江高科技(91.9 km ²) * 既存区域(28.8 km ²)との合計面積は 120.7 km ²

2015 年 3 月 1 日から試験的に停止される行政審査認可項目は、「広東自貿区、天津自貿区、福建自貿区及び上海自貿区拡張区域における関連法律が規定する行政審査認可の暫定的調整目録」(以下、“暫定的調整目録”)に規定されています。その内容は台湾投資企業の設立に関する行政審査認可に関する 1 項目を除けば、2013 年の上海自貿区創設に際し公表された「中国(上海)自由貿易試験区における関連法律が規定する行政審査認可の暫定的調整目録」(以下、「上海自貿区暫定的調整目録」)¹の規定と同じです。つまり、通常は商務部または商務部が権限委譲する各地方人民政府の主管商務部門により行われる、外商投資企業の設立、経営期間の延長、合併・分割等に係る行政審査認可が停止され、2015 年 3 月 1 日より 3 年間の期限付きで試験的に届出制へ変更されます。

対象区域及び停止される行政審査認可項目、留意事項等は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.146(2015 年 1 月号)投資情報をご覧ください。

¹ 詳細は、「トーマツ チャイナ ニュース Vol.130(2013 年 9 月号)」を参照のこと。

投資情報

中国への短期出張におけるビザの取扱い情報

2015 年 1 月 1 日より中国において「外国人が入国して短期業務を遂行する際の関連手続き手順(試行)」(以下“78 号通達”と表記)が施行されたことに伴い、中国への短期出張者に関するビザの取扱いが一部変更されています²。

78 号通達では、短期滞在者が従事する業務を期間の長短ではなく業務内容により、“短期業務”と“非短期業務”(詳細は下述)に分類し、更に、これらのいずれにも該当しない業務は「外国人出入国管理条例」の適用を受けると定めています。このうち、“短期業務”に該当する場合、滞在日数にかかわらず出張者に就業ビザ(以下“Z ビザ”と表記)、居留証の取得³を義務付けました。

一方、“短期業務”に該当しない商用(中国語:経商)に属するビジネス出張者に対しては、「シンガポール、ブルネイ、日本公民に対する短期ビザ免除取得の措置」において、滞在期間が 15 日を超過しない場合には、ビザの取得を免除できる”旨が定められています。

従いまして、78 号通達に定める“短期業務”に該当しない場合、日本国籍者の訪中に対し、依然として、短期ビザ免除措置が継続して適用されるか否かがポイントになりますが、中国大使館(領事部)等へのヒヤリング結果は以下の通りです。

① 中国大使館(領事部)から得たヒヤリング情報(実施日:2015年1月29日)

- 商用(中国語:経商)に属するビジネス出張であり且つ78号通達に定める“短期業務”に該当しない場合では、15日以内の滞在については、ノービザでよい。
- 商用(中国語:経商)の範囲は広く、“一般的なビジネス出張”と呼ばれるものは“経商”に該当する。例えば、現地法人や取引先との打ち合わせ、工場視察などは“経商”に含まれる。

② その他補足情報

複数の旅行会社の実務運用上の扱いを確認したところの情報は以下の通りです。

【ビザ免除措置への影響】

- 商用、観光、親族訪問、経由等を目的とする方の15日以内の滞在の場合、従来通りビザ免除処置が適用されるとの対応を取っている。
- 中国出張の業務内容が“短期業務”に該当する方は、15日以内の滞在の場合でも、短期滞在ビザ(Z ビザ)の取得が必要となる。

関連規定及び留意事項等に関する解説は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.147(2015 年 2 月号)投資情報をご覧ください。

² 参照資料:「トーマツ チャイナ ニュース Vol.145 号(2014 年 12 月号)」。

³ 但し、居留証については Z ビザとは異なり、業務期間が 30 日以内の場合には、その取得は不要と定められている。

投資情報

「外商投資産業指導目録(2015年改正)」の施行

～進む外商投資に対する規制緩和～

2015年3月10日付で「外商投資産業指導目録(2015年改正)」(国家発展改革委員会 商務部令 第22号 以下、“2015年版目録”と表記)が公布され、4月10日より施行されています。今回の改正では、製造業及びサービス業を中心に大幅な制限類項目の削除が行われ、外資比率に関しても条件の緩和が目につきます。「外商投資産業指導目録」の改正は今回で6度目ですが、過去の改正との比較においても大幅な外資規制の見直しが行われており、外資の参入を促進したい中国当局の意図が明確に示された形です。

国家発展改革委員会の説明によれば、2015年版目録の趣旨として、①外資参入規制の緩和 ②外資の(特定領域への)誘導 ③政策体系の構築の3点があります。1点目の「外資参入規制の緩和」は、制限類リストの大幅な縮小、外資比率に関する規制の見直しにより具現化されています⁴。今回の改正により、制限類項目

【表 1: 分類ごとの項目数の変化】

分類	2011 年版目録	2015 年版目録	減少
奨励類	354	349	5
制限類	79	38	41
禁止類	38	36	2

は79から38へと大幅に減少しました。但し、一般的な製造業・サービス業に関する規制は大幅に見直しが行われた一方で、意見聴取稿では緩和の方向にあった文化・教育関連業種等の規制緩和の見送りや規制強化が行われており、外資を特定の領域へ誘導したい中国当局の思惑が反映されたものとなっています。

結果として、今回の改定により許可類プロジェクトが大幅に増加したことになりますが、政策体系構築の側面においては、許可類項目について外資の出資比率に関する制限を維持しない旨が同時に説明されており、今後、外資政策の透明性が増すものと期待されます。また、“中国側の持分支配”要求のない奨励類及び許可類の外商投資プロジェクトには、その投資総額に関わらず届出制が適用されますので、制限類リストの縮小は、多くのプロジェクトが認可制から届出制へ移行されることに直結します⁵。

2015年版目録の施行により、中国市場の更なる対外開放が期待されます。今回の改正により制限類リストから削除された業種の大部分は許可類へ変更されており、外商投資プロジェクト管理の合理化、内・外資に対する統一的な管理体制の実現へ大きく前進するものと期待され、外国投資者にとっては大部分の業種において歓迎すべき内容であると言えます。

2015年版目録の詳細な解説は、トーマツ チャイナ ニュース Vol.148(2015年3月号)投資情報をご覧ください。

⁴ 国家発展改革委員会ホームページ上のプレスリリースより。

⁵ 外商投資企業の設立には、発展改革委員会等のプロジェクト認可の他に、商務部等の認可が必要である。

有限責任監査法人トーマツ／徳勤華永会計事務所LLP(デロイト中国)による、中国事業展開サポート、 日系企業サービスのご紹介:

詳細情報は、下記の各 Web サイトをご参照ください。

- 有限責任監査法人トーマツ 中国ビジネスサポート: <http://www.tohmatsu.com/jp/jsg/ch>
- デロイト中国 JSG(日系企業サービスグループ):
<http://www2.deloitte.com/cn/en/pages/international-business-support/solutions/jsg-japanese.html>

有限責任監査法人トーマツによる、中国事業展開サポート、日系企業サービスのお問い合わせ先:

有限責任監査法人トーマツ グローバル戦略 中国室

〒108-6221 東京都港区港南 2-15-3 品川インターシティ C 棟
代表電話: 03-6720-8341 / Fax: 03-6720-8346
E-mail: chugoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所 中国室

〒541-0042 大阪市中央区今橋 4-1-1
淀屋橋三井ビルディング
代表電話: 06-4560-6031 / Fax: 06-4560-6039
E-mail: jposakats_jimukyoku@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 福岡事務所 国際部

〒810-0001 福岡市中央区天神 1-4-2 エルガーラ
代表電話: 092-751-1813 / Fax: 092-751-8990
E-mail: fukuoka_kokusai@tohmatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ 名古屋事務所 中国室

〒450-8530 名古屋市中村区名 3-13-5
名古屋ダイヤビルディング 3 号館
代表電話: 052-565-5511 / Fax: 052-565-5548
E-mail: chinadesk.ngo@tohmatsu.co.jp

◆ 「トーマツ チャイナ ニュース」のバックナンバーは

<http://www.tohmatsu.com/chinanews/> をご覧ください。

◆ 「トーマツ メールマガジン／トーマツ チャイナ ニュース」の配信をご希望の方は

<http://www.tohmatsu.com/mm/> よりお申し込みください。

◆ 「トーマツ チャイナ ニュース」のお問合せ先: 有限責任監査法人トーマツ グローバル戦略 中国室

E-mail: chinanews@tohmatsu.co.jp

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事実をもとに適切な専門家ににご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited